

原子力発電所の新規制基準適合性に係る審査会合における泊発電所 3 号炉に係る審議結果（スケジュール関連）とその対応

審議結果		対応
審査会合日	指摘事項の内容	
令和 3 年 8 月 26 日	まとめ資料（耐震・耐津波設計方針に係るものを除く）は、最新の審査実績を踏まえた十分な内容とすること。	まとめ資料について先行審査実績を確認し、必要な事項について取り込んだまとめ資料を順次作成し提出してきたが、先行審査知見の反映に対する当社の認識に不十分な点があったことを踏まえ、まとめ資料の見直しを実施し、再提出する時期を設定した。（資料 4 - 2 参照）
令和 4 年 7 月 28 日	バックフィットに係る審査項目については、プラント側の審査項目の確認を踏まえた対応となるため、効率的に進められるよう検討すること。例えば、有毒ガス防護の審査項目では、本体施設の新基準適合性に係る設置許可基準規則第 2 6 条、第 3 4 条等の確認が前提にあり、その内容を踏まえて確認を行う必要があるため、必要に応じて説明開始時期等を検討すること。	バックフィットに係る審査項目については、プラント側の審査項目の確認を踏まえた対応となるため、本体施設の確認後に説明開始時期を設定した。（資料 4 - 2 参照）
令和 4 年 7 月 28 日	今後は、作業スケジュールに基づき審査準備を進めていくことが重要であるものの、スケジュールに変更や修正が必要になった場合、又は提出された審査資料の事実確認を行っていく段階で論点が生じた場合には、速やかな対応及び調整ができるように努めること。	スケジュールに変更や修正が必要になった場合、又は提出した審査資料の事実確認を行っていく段階で論点が生じた場合には、適宜対応していく。
令和 4 年 10 月 25 日	提出されている審査資料は、事業者が審査側に適合性を説明する資料となっておらず、審査側が適合性に十分な資料であるか、判断根拠を探さなければならないような資料になっている。先行審査実績の反映等、しっかりとした資料作成を行った上で、提出すること。	まとめ資料について先行審査実績を確認し、必要な事項について取り込んだまとめ資料を順次作成し提出してきたが、先行審査 知見の反映に対する当社の認識に不十分な点があったことを踏まえ、まとめ資料の見直しを実施し、再提出する時期を設定した。（資料 4 - 2 参照）

以上